

今回の入管法・特例入管法の改定は、じつに多くの手続きとそれに関わる罰則や制裁を新設しています。

そうした多数の手続きを実施するため、法務省入管局は日本語および各国語による広報をおこなっています。とくに日本語のQ&Aは、たいへん詳細なものです。

しかし、法務省の広報をこえて、法の条文を直接に参照したいと考える方も多いと思います。そうした方々のために、条文を参照するためのガイドを作成しました。それがここに掲載する表です。四種類、六つの表があります。

A

「改定入管法による「中長期滞在者」の各種手続・出頭場所・代理人」

「改定特例入管法による「特別永住者」の各種手続・出頭場所・代理人」

これらは、新設される手続きと、それを行う場所、そして本人に代わって手続きを行える代理人について、それぞれを規定した条項を指示しています。とくに、代理人については役に立つのではないでしょう。

B

「改定入管法による中長期在留者の義務規定と罰則規定」

「改定特例入管法による特別永住者の義務規定と罰則規定」

これらは、上述の手続きにおける違反行為に対する罰則および制裁（退去強制・在留資格取消）を規定した条項を指示しています。

C

「在留資格取消しの要件と取消し後の処遇」

罰則と制裁のなかでも、在留資格取消は入管局にとって扱いやすい処分だと思われます。また、今回法改定の趣旨のひとつは「継続的な情報収集」ですが、そうして収集された情報に対応する処分がまさに資格取消です。

この表では、2004年に新設された在留資格取消処分もあわせて記載し、それぞれを規定した条項を指示しました。

D

「カード・証明書の有効期間と移行措置」

これだけは条項を指示してありません。入管の広報でも分かる内容ですが、他の表とあわせて参考にしてください。

以上、ご活用ください。なお、これらの表は条文を調べるためのガイドですから、ここの記載を条文とみなして判断することは、決してしないでください。あくまで該当する条文をじっさいに参照してください。

【法律に慣れていない人のために】

法律（入管法、入管特例法）の条項の階層は、以下の通りです。

第（数字）条 → 第（数字）項 → 第（数字）号 → （イ、ロ、ハ、…）

官報やそれをもとにした条文の記載（以下「条文」）（たとえばインターネットの電子政府「法令データ提供システム」）では、「項」は算用数字、「条」「号」は漢数字で示されています。ここに掲載した私たちの表（以下「私たちの表」）では、すべて算用数字です。

条文では「第1項」は記されず、「2」から始まります。私たちの表では「第1項」と記されています。また私たちの表では「号」は省略されていることがあります。

「の（数字）」と書かれているのは、「新設された条項」に付けられる数字です。たとえば「第75条の2」とは、「第75条」の「第2項」という意味ではありません。そうではなく、改正前の「第75条」と「第76条」のあいだに、改正によって一つの「条」を割り込ませるときに、「第75条の2」という「条」を設けるわけです。「項」「号」に付けられた「の（数字）」も同じ意味です。

以上をまとめて例を示すと、私たちの表で、たとえば「第22条の4第1項10」とは、「第22条の4、第1項、第10号」のことです。条文には「第1項」とは記されていません。「第22条の4」と記されたすぐ下から始まる文章が、「第1項」です。じっさいにこの条文を探してみてください。

改定入管法による「中長期滞在者」の各種手続・出頭場所・代理人

届出・申請	出頭・カード受領	代理人	その他
新規住居地届 (法第 19 条の 7, 法第 19 条の 8)	市区町村 (法第 61 条の 9 の 3 第 1 項第 1 号)	〈義務的代理人〉 本人が 16 歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合、 16 歳以上の同居する、配偶者／子／父母／その他の親族（順位あり） (法第 61 条の 9 の 3 第 2 項)	義務的代理人には過料あり (第 77 条の 2)
住居地変更 (法第 19 条の 9)		〈任意的代理人-1〉 本人に依頼を受けた、16 歳以上の同居する、配偶者／子／父母／他の親族（順位なし） (法第 61 条の 9 の 3 第 3 項)	
		〈任意的代理人-2〉 本人または義務的代理人から依頼を受けた者（制限なし） 本人の法定代理人 (法第 61 条の 9 の 3 第 3 項, 規則第 59 条の 6 第 1 項)	
身分事項変更 (法第 19 条の 10)	地方入管局 (法第 61 条の 9 の 3 第 1 項第 2 号)	〈義務的代理人〉 本人が 16 歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合、 16 歳以上の同居する、配偶者／子／父母／その他の親族（順位あり） (法第 61 条の 9 の 3 第 2 項)	義務的代理人には過料あり (第 77 条の 2)
カード更新(永住者・16 歳未満) (法第 19 条の 11)		〈任意的代理人-1〉 本人に依頼を受けた、16 歳以上の同居する、配偶者／子／父母／他の親族（順位なし） (法第 61 条の 9 の 3 第 3 項)	
カード再交付 (法第 19 条の 12, 第 19 条の 13)		〈任意的代理人-3〉 本人または義務的代理人の依頼を受けた、イ) 受入れ機関職員／ロ) 弁護士・行政書士 本人の依頼を受けた、ハ) 法定代理人 (法第 61 条の 9 の 3 第 3 項, 規則第 59 条の 6 第 2 項第 1 号)	
資格変更(カード交付) (法第 20 条)	地方入管局 (法第 61 条の 9 の 3 第 1 項第 3 号)	〈任意的代理人-4〉 本人が 16 歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合 本人の親族または同居人もしくはこれに準ずる者 (法第 61 条の 9 の 3 第 3 項, 規則第 59 条の 6 第 2 項第 2 号)	代理人の行為は、規則別表 7 の 1
期間更新(カード交付) (法第 21 条)		〈任意的代理人-5〉 本人の法定代理人 (法第 61 条の 9 の 3 第 4 項)	

永住許可（カード交付） （法第22条）		〈任意的代理人-6〉 本人または義務的代理人の依頼を受けた、イ）受入れ機関職員／ロ）弁護士・行政書士 ハ）法定代理人 （法第61条の9の3第4項，規則第59条の6第3項第1号）	（在特・難民認定はカード受領のみ）
資格取得（カード交付） （法第22条の2）			
在留特別許可（カード交付） （法第50条）			
難民認定による資格許可（カード交付） （法第60条の2の2）			
	失効	返納	その他
在留カードの失効と返納	中長期在留者ではなくなったとき （法第19条の14第1項第1号）	14日以内に法務大臣に返納 （法第19条の15第1項）	罰則あり （法第71条の3）
	有効期間満了 （法第19条の14第1項第2号）		
	再入国許可期間を超過したとき （法第19条の14第1項第4号）		
	再入国許可を得ずに出国確認されたとき （法第19条の14第1項第3号）	直ちに法務大臣に返納 （法第19条の15第2項）	
	新たなカードを交付されたとき （法第19条の14第1項第5号）		
	いったん喪失し、上記諸事由で失効した証明書が発見された場合、14日以内に法務大臣に返納 （法第19条の15第3項）		
	死亡したとき （法第19条の14第1項第6号）	親族または同居者が、死亡日ないし証明書発見の日から14日以内に法務大臣に返納 （法第19条の15第4項）	

* 「法」は入管法、「規則」は入管法施行規則（省令）

ex. 法第61条の9の3（本人の出頭義務と代理人による届出等）、規則第59条の6（出頭を要しない場合等）

改定特例入管法による「特別永住者」の各種手続・出頭場所・代理人

届出・申請	出頭・証明書受領	代理人	その他
特別永住許可申請 (特例法第4条)	市区町村 (特例法第18条第1項, 第4項)	〈義務的代理人-1〉 本人が16歳未満の場合、親権者または未成年後見人 (特例法第18条第2項)	代理人の証明書受領拒否には過料あり
特別永住許可申請 (特例法第5条)	地方入管局 (特例法第18条第1項, 第4項)	〈任意的代理人-1〉 本人の親族または同居者 (特例法第18条第3項)	(特例法第33条)
新規住居地届・変更届 (特例法第10条)	市区町村 (特例法第19条第1項)	〈義務的代理人-2〉 本人が16歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合、16歳以上の同居する、配偶者／子／父母／その他の親族（順位あり） (特例法第19条第2項)	義務的代理人には過料あり (特例法第34条)
身分事項変更届 (特例法第11条)		〈任意的代理人-2〉 本人に依頼を受けた、16歳以上の同居する、配偶者／子／父母／他の親族（順位なし） (特例法第19条第3項)	
		〈任意的代理人-3〉 本人または義務的代理人から依頼を受けた者（制限なし） 本人の法定代理人 (特例法第19条第3項, 特例法規則第17条第1項)	
特別永住者証明書の更新・再交付 (特例法第12, 13, 14条)		〈義務的代理人-2〉 本人が16歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合、16歳以上の同居する、配偶者／子／父母／その他の親族（順位あり） (特例法第19条第2項)	
		〈任意的代理人-2〉 本人に依頼を受けた、16歳以上の同居する、配偶者／子／父母／他の親族（順位なし） (特例法第19条第3項)	
		〈任意的代理人-4〉 本人または義務的代理人の依頼を受けた、イ) 受入れ機関職員／ロ) 弁護士・行政書士ハ) 法定代理人 (特例法第19条第3項, 特例法規則第17条第2項第1号)	
		〈任意的代理人-5〉 本人が16歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合 本人の親族または同居者もしくはこれに準ずる者 (特例法第19条第3項, 特例法規則第17条第2項第2号)	

	失効	返納	その他
特別永住者証明書の失効と返納	特別永住者ではなくなったとき (特例法第15条第1項第1号)	14日以内に法務大臣に返納 (特例法第16条第1項)	罰則あり (特例法第32条)
	有効期間満了 (特例法第15条第1項第2号)		
	再入国許可期間を超過したとき (特例法第15条第1項第4号)		
	再入国許可を得ずに出国確認されたとき (特例法第15条第1項第3号)	直ちに法務大臣に返納 (特例法第16条第2項)	
	新たな証明書を交付されたとき (特例法第15条第1項第5号)	直ちに市区町村の長をつうじて法務大臣に返納 (特例法第16条第3項)	
	いったん喪失し、上記諸事由で失効した証明書が発見された場合、14日以内に法務大臣に返納 (特例法第16条第4項)		
	死亡したとき (特例法第15条第1項第6号)	親族または同居者が、死亡日ないし証明書発見の日から14日以内に法務大臣に返納 (特例法第16条第5項)	

カード・証明書の有効期間と移行措置

【在留カードの有効期間と移行措置】

○在留カードの有効期間

〈永住者以外〉

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 16 歳以上 | 「在留期間の満了日」まで |
| 16 歳未満 | 「在留期間満了日」または「16 歳の誕生日」のいずれか早い日まで |

〈永住者〉

- | | |
|--------|-------------|
| 16 歳以上 | 交付の日から 7 年間 |
| 16 歳未満 | 16 歳の誕生日まで |

○移行措置（外登証が在留カードとみなされる。下記の期限までに地方入管で在留カードと交換する）

施行日（2012 年 7 月 9 日）時点で「16 歳以上」と同「16 歳未満」で分ける。

〈永住者以外〉

次回期間更新時まで

- | | |
|---------|--------------------------------|
| （16 歳以上 | 在留期間の満了日まで） |
| （16 歳未満 | 在留期間満了日または 16 歳の誕生日のいずれか早い日まで） |

〈永住者〉

3 年以内

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| （16 歳以上 | 2015 年 7 月 8 日まで） |
| （16 歳未満 | 2015 年 7 月 8 日または 16 歳の誕生日のいずれか早い日まで） |

〈例外：5 年の在留期間をもつ特定活動〉

「在留期間の満了日」か「2015 年 7 月 8 日」か「16 歳の誕生日」のいずれか早い日まで

* 外国人登録証明書の「次回確認申請期間」よりも短い場合に注意

【特別永住者証明書の有効期間と移行措置】

○特別永住者証明書の有効期間

- | | |
|--------|--|
| 16 歳以上 | 通常の有効期間の更新の場合
更新以前の特別永住者証明書の有効期間満了後の 7 回目の誕生日まで
有効期間更新以外で特別永住者証明書が交付された場合
その届出や申請をした日の後の 7 回目の誕生日まで |
| 16 歳未満 | 16 歳の誕生日まで |

○移行措置（外登証が特別永住者証明書とみなされる。下記の期限までに市区町村で特別永住者証明書と交換する）

施行日（2012 年 7 月 9 日）時点で「16 歳以上」と「16 歳未満」で分ける。

16 歳以上 「外登証の『次回確認（切替）申請期間』の初日（誕生日）」と「2015 年 7 月 8 日」のうち遅い日まで

16 歳未満 16 歳の誕生日まで

* 旅券と外登証を提出。旅券を提示することができない場合は理由書を提出。

【在留カードの新規交付】（外国人登録証を持たない場合）

○新規入国し、入国時点で中長期在留者の資格があたえられる場合

成田・羽田・中部・関西の各空港で上陸許可をえるときには、同時にカード交付

その他の空港・海港で上陸許可をえるときには、

市町村に住所登録すると、後日地方入管局で交付、郵送される

○資格変更や資格取得（出生児）で中長期在留者の資格が許可される場合

変更許可・資格取得のときに地方入管局で交付

【住所変更届（住民基本台帳）についての変更点と移行措置】

○転出・転入の届けについての変更点

〈外登法〉 転出届は不要

〈改正住基法〉 転出地で転出届、転出証明書の交付 → 転入先で転入届

○資格変更・期間更新の届けについての変更点

〈外登法〉 入管での許可ののち、市町村に登録申請

〈改正住基法〉 入管での許可ののち、市町村での登録は不要

（法務省からの通知により、住民票の記載を修正。氏名の変更についても同様）

○移行措置（仮住民票の作成）

□(1) 基準日（5 月 7 日）現在で外国人登録原票に登録されていて、施行日（7 月 9 日）において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれる者について、仮住民票を作成する。仮住民票の記載は、郵送で通知し、誤記載を修正したうえで、施行日に住民票に移行する。

(2) 基準日後、施行日の前日までの間に、(1)の二つの条件を満たした外国人についても、同様の手続により仮住民票を作成し、施行日に住民票に移行する。（仮住民票の記載は郵送せず、確認と説明は窓口で行う。）

(3) 仮住民票が作成されず、施行日に住民票が作成されなかった外国人住民（ex. 所在不明者）については、施行日後 14 日以内に届出をしなければならない。

在留資格取消しの要件と取消し後の処遇

設置時期	要件	条項	取消し後の手続き
(1) 許可の決定に間違いや不正があり、当初から許可が違法あるいは不当であったとき（狭義の「取消し」）。			
2004 改正	a. 上陸拒否事由に該当することを隠して上陸許可を得た場合	第 22 条の 4 第 1 項 1	出国準備期間なし。 (第 22 条の 4 第 7 項)
	b. 直近の許可において、虚偽の活動内容を申請して許可を得た場合	第 22 条の 4 第 1 項 2	
	c. 直近の許可において、虚偽の内容（活動以外）を申請して許可を得た場合	第 22 条の 4 第 1 項 3	30 日以内の出国準備期 間あり。 (第 22 条の 4 第 7 項)
	d. 直近の許可において、不実記載文書を提出して許可を得た場合	第 22 条の 4 第 1 項 4	
今回 改正	e. 虚偽など不正手段により在留特別許可あるいは難民認定を得た場合。	第 22 条の 4 第 1 項 5	
(2) 許可ののちに事情が変化し、許可を持続することが妥当を欠くとき（「撤回」）			
2004 改正	f. 別表第一の資格について資格に相当する活動を 3 か月以上行っていない場合。	第 22 条の 4 第 1 項 6	30 日以内の出国準備期 間あり。
今回 改正	g. 「日本人・永住者の配偶者」について「配偶者の身分を有する者としての活動」を継続して 6 月以上行わないで在留する場合。	第 22 条の 4 第 1 項 7	30 日以内の出国準備期 間。および資格変更ま たは永住資格申請をう ながす「配慮」。(第 22 条 の 5)
(3) 当該許可とは直接関係のない、制裁的な取消し。			
今回 改正	h. 中長期在留者について、住居地の新規および変更の届出を 90 日以内に行わないとき、および「虚偽の住居地」を届け出たとき。	第 22 条の 4 第 8～10 項	30 日以内の出国準備期 間あり。

参考：古屋哲「在留資格の取消し」外国人入国法連絡会編『外国人・民族的マイノリティ人権白書 2010』
明石書店，2010 年

改定入管法による中長期在留者の義務規定と罰則規定

義務項目		違反形態	条項	罰則(A-E)・在留資格取消(Y)・退去強制(X)
届 出 行 為	住居地新規・変更届[1] (新規：第19条の7、 第19条の8) (変更：第19条の9)	虚偽届出	第71条の2	C: 1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第22条の4第1項10	Y: 在留資格取消
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
		届出遅延	第71条の3	D: 14日を超えると20万円以下の罰金 [2]
			第22条の4第1項8,9	Y: 90日を超えると在留資格取消
	身分事項変更届 (第19条の10) 所属機関変更届 (第19条の16) 配偶者との離婚死別届 (第19条の16)	虚偽届出	第71条の2	C: 1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
	届出遅延	第71条の3	D: 14日を超えると20万円以下の罰金	
在 留 カ ー ド	カード受領 (第23条)	不受領	第75条の2	C: 1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
	カード常時携帯 (第23条)	不携帯	第75条の3	D: 20万円以下の罰金
	カード提示 (第23条)	提示拒否	第75条の2	C: 1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
	カード更新 (永住者・16歳未満) (第19条の11)	更新遅延	第71条の2	C: 有効期間を超えると1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
	カード再交付 (第19条の12)	再交付遅延	第71条の2	C: 14日を超えると1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
	カード再交付命令 (第19条の13)	命令不遵守	第71条の2	C: 14日を超えると1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
	カード返納 (第19条の15)	返納遅延	第71条の3	D: 14日を超えると20万円以下の罰金
	代理人[3]の義務 (第61条の9の3) その違反(住居地新規・変更届遅延, 身分事項変更届遅延, 変更記載済みカ ード・再交付カード不受領, 更新・再 交付遅延, 再交付命令不遵守)			第77条の2
偽 変 造	カード偽変造およびその行 使、提供・收受		第73条の3, 73条の5 第74条の7	A: 1年以上10年以下の懲役 (未遂・準備行為を罰する; 国外犯規定)
	偽変造カードの所持		第73条の4, 74条の7	B: 5年以下の懲役または50万円以下の罰金 (国外犯規定)
	偽変造、行使、提供・收受、 所持と、それらの示唆、幫助		第24条第1項3の5	X: 退去強制(準備行為をふくむ)
他人名義カードの行使、提供、収 受、所持、自己名義カードの提供			第73条の6, 74条の7	C: 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 (未遂を罰する; 国外犯規定)
			第24条第1項3の5	X: 退去強制

[1] 新住居地の届出。 [2] 住民基本台帳法による行政罰(5万円以下の過料)がある。 [3] 入管法の定める義務的代理人。

改定特例入管法による特別永住者の義務規定と罰則規定

義務項目		違反形態	条項	罰則
届 出 行 為	住居地新規・変更届 [1] (第 10 条)	虚偽届出	第 31 条	1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
		届出遅延	第 32 条	14 日を超えると 20 万円以下の罰金 [2]
	身分事項変更届 (第 11 条)	虚偽届出	第 31 条	1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
		届出遅延	第 32 条	14 日を超えると 20 万円以下の罰金
特 別 永 住 者 証 明 書	証明書受領 (第 17 条)	不受領	第 31 条	1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
	証明書提示 (第 17 条)	提示拒否	第 31 条	1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
	証明書更新 (第 12 条)	更新遅延	第 31 条	有効期間を超えると 1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
	証明書再交付 (第 13 条)	申請遅延	第 31 条	14 日を超えると 1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
	証明書再交付命令 (第 14 条)	命令 不遵守	第 31 条	14 日を超えると 1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
	証明書返納 (第 16 条)	返納遅延	第 32 条	14 日を超えると 20 万円以下の罰金
	代理人[3]の義務 その違反 (第 18, 19 条) (特別永住者証明書の不受領, 義務的代理人による届・申請・受領過怠)		第 33, 34 条	5 万円以下の過料
	偽 変 造	証明書偽変造およびその行使、 提供・收受	第 26, 28 条	1 年以上 10 年以下の懲役 (未遂・準備行為を罰する；国外犯規定)
		偽変造証明書の所持	第 27 条	5 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金
	他人名義証明書の行使、提供・收受、 所持、自己名義証明書の提供		第 29 条	1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金 (未遂・準備行為を罰する；国外犯規定)

[1] 新住居地の届出。[2] この他に、住民基本台帳法による行政罰（5 万円以下の過料）がある。[3] 特例入管法の定める義務的代理人。